防防国（事）第３３１号
令 和 ２ 年 ８ 月 ４ 日
一部改正　防防国（事）第２０７号
令 和 ５ 年 ６ 月 ２ ７ 日

大 臣 官 房 長
各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
（公印省略）

防衛協力・交流の戦略的な実施について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。
なお、防衛交流の基本方針について（防防国第３９２３号。１９．４．１３）及び防衛交流に関する検討委員会設置要綱について（防防国第６９２７号。１９．７．１９）は廃止する。

添付書類：別紙

別　紙

防衛協力・交流の戦略的な実施について

（目的）

第１　この通達は、平成３１年度以降に係る防衛計画の大綱（平成３０年１２月１８日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、「自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する」とされたことを踏まえ、防衛省における防衛協力・交流の戦略的な実施に必要な事項を定め、もって常に変化する国際情勢に柔軟に対応し、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出を図ることを目的とする。

（基本的な考え方）

第２　防衛協力・交流については、地域の特性や相手国の実情を考慮した方針の下、関係部署による適切な連携を確保し、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流等を含む幅広い分野にわたり、二国間及び多国間の協力を実施することを基本とする。

（委員会の設置等）

第３　防衛省の関係部署による適切な連携を確保しつつ、防衛協力・交流を戦略的に実施するため、防衛省に、防衛協力・交流の戦略的な実施に係る検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会の構成は、次のとおりとする。

⑴　委員長　防衛審議官

⑵　委　員　大臣官房長
防衛政策局長
整備計画局長
人事教育局長
防衛政策局長が指名する防衛政策局次長
衛生監
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
防衛装備庁長官
その他委員長が指名する者

３　委員会の運営は、次のとおりとする。

⑴　委員長は、委員会を招集し、委員会の事務を掌理する。

⑵　委員長は、委員会における検討のため必要があると認めるときは、前項第２号に掲げる者以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

⑶　委員長は、議案の性質により委員を限定する必要があると認めるときは、前項第

２号に掲げる委員のうちの一部の者をもって委員会を開催することができる。

⑷　委員は、委員会に出席することが困難な場合には、その代理者を出席させることができる。

⑸　委員会に関する庶務は、防衛政策局国際政策課において処理する。

⑹　この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

（作業部会の設置等）

第４　委員会を支援し、所要の作業を行うため、委員会の下に作業部会を置く。

２　作業部会の構成は次のとおりとする。

⑴　部会長　防衛政策局国際政策課長

⑵　部会員　防衛政策局防衛政策課長
防衛政策局日米防衛協力課長
防衛政策局調査課長
防衛政策局戦略企画参事官
防衛政策局運用調整参事官
防衛政策局インド太平洋地域参事官
整備計画局防衛計画課長
人事教育局人材育成課長
人事教育局衛生官
統合幕僚監部防衛計画部防衛課長
統合幕僚監部首席参事官
陸上幕僚監部防衛部防衛協力課長
海上幕僚監部防衛部防衛課長
航空幕僚監部防衛部防衛課長
防衛装備庁装備政策部国際装備課長

３　作業部会の運営は次のとおりとする。

⑴　部会長は、作業部会における検討のため必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を作業部会に参加させ、意見を述べさせることができる。

⑵　部会長は、議案の性質により部会員を限定する必要があると認めるときは、第２項第２号に掲げる部会員のうちの一部の者をもって作業部会を開催することができる。

⑶　部会員は、作業部会に出席することが困難な場合には、その代理者を出席させることができる。

⑷　作業部会に関する庶務は、防衛政策局国際政策課において処理する。

⑸　この通達に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

（委員会及び作業部会への関係部局の協力）

第５　関係部局は、委員会又は作業部会から関係者の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

（委員会及び作業部会における情報の保全）

第６　委員会及び作業部会の構成員並びに第５の規定により協力を求められた関係部局の職員は、委員会及び作業部会における検討に際して知り得た情報について、秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）その他の関連規則に基づき適切な情報の保全を図るものとする。